福県医発第２２６１号（地）
平成２０年　３月１４日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武
（公印省略）

北九州市重度障害者医療費支給制度及び母子家庭等医療費支給制度の変更について

北九州市の福祉医療費支給制度につきましては、平成２０年４月から老人保健法が一部改正され、後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、重度障害者医療費支給制度及び母子家庭等医療費支給制度が下記のとおり取り扱われる旨、北九州市子ども家庭局長より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

１．改正の期日　　平成２０年　４月　１日

２．母子家庭等医療について
（１）支給対象期間の変更
７５歳の誕生日の前日まで（後期高齢者医療の被保険者は対象外）
（現行は、７５歳以上の誕生月（１日生まれは前月）の末日まで）
（２）医療証の再送付
平成２０年７月までに７５歳に達する人（昭和８年４月２日から昭和８年７月３１日生まれの人）に７５歳の誕生日の前日までの有効期限の医療証を再送付。
（現行の医療証の有効期限は７５歳の誕生月（１日生まれは前月）の末日まで）

小郡三井医師会より

担当理事　友清　明
次期担当理事　毛利康茂

３．重度障害者医療について

（１）医療証の名称変更

６５歳以上の人の医療証の名称を『（後障）　北九州市重度障害者医療証』に変更。

（現行『（老）北九州市重度障害者医療証』は廃止）

※ 該当者には、新しい医療証が３月末までに送付されます。

（２）負担者番号について

（後障）北九州市重度障害者医療の負担番号を「８０４０４０１５」となります。

（現行（老）は「２７４０４０１１」は４月診療分以降廃止）

（３）受給者番号について

（後障）北九州市重度障害者医療の受給者番号を新規に設定

（現行（老）の受給者番号とは違います。）

※６５歳になったため、「（障）重度障害者医療証」から「（後障）北九州市重度障害者医療証」に移行する場合も受給者番号が変わります。

（４）受給者資格について

６５歳以上７５歳未満（６５歳の誕生日から７５歳の誕生日の前日まで）の人は、後期高齢者医療制度の被保険者であること。

ただし、（障）重度障害者医療の受給者が６５歳に到達する場合は、６５歳の誕生月（１日生まれは誕生日の前月）の末日まで。

（５）請求の方法について

① 後期高齢者医療の診療報酬明細書による併用請求（他の公費負担医療と同様）

※ただし、（障）重度障害者医療と同様に、他の公費との三者併用請求（自己負担分は申請により払い戻し）及び特定疾病保持者（（長）該当者）の場合の併用請求はできません。

※ 特定疾病保持者の場合は、（障）重度障害者医療と同様に、「特定疾病療養受領証保持者に係る重度障害者医療費請求書」を使用し、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課へ請求してください。

② レセプトの公費負担者番号及び受給者番号の欄に『（後障）北九州市重度障害者医療証」の負担番号及び受給者番号を記載し、福岡県国民健康保険団体連合会へ提出。

③ 現行の２７障害者一部負担金請求書[北九州用]は廃止
ただし、平成２０年３月診療分までの老人保健医療に係る一部負担金については、２７障害者一部負担金請求書[北九州用]で国保連合会へ請求してください。

※ 現在、後期高齢者医療の診療報酬明細書の様式が規定されておりません。具体的な請求の方法については、レセプトの様式確定後に、福岡県国民健康保険団体連合会からお知らせがあります。

北九子子家第３８９号
平成２０年２月２７日

福岡県医師会　様

北九州市子ども家庭局長　柏木　修

北九州市重度障害者医療費支給制度及び母子家庭等医療費支給制度の変更について（お知らせ）

本市の福祉医療費支給制度については、平素からご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成２０年４月から老人保健法が一部改正され後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、本市の重度障害者医療費支給制度及び母子家庭等医療費支給制度を、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員様に周知していただきますようにお願いいたします。

記

1　母子家庭等医療について

（1）支給対象期間の変更

７５歳の誕生日の前日まで（後期高齢者医療の被保険者は対象外）

（現行は７５歳の誕生月（１日生まれは前月）の末日まで）

（2）医療証の再送付

平成２０年７月までに７５歳に到達する人（昭和８年４月２日から昭和８年７月３１日生まれの人）に７５歳の誕生日の前日までの有効期限の医療証を再送付

（現行の医療証の有効期限は７５歳の誕生月（１日生まれは前月）の末日まで）

2　重度障害者医療について

（1）医療証の名称の変更

６５歳以上の人の医療証の名称を『（後障）北九州市重度障害者医療医療証』に変更

（現行『（老）北九州市重度障害者医療医療証』は廃止）

※該当者には、新しい医療証を３月末までに送付します。

（2）負担者番号について

（後障）北九州市重度障害者医療の負担者番号を「８０４０４０１５」とする。

（現行（老）は「２７４０４０１１」は４月診療分以降廃止）

（3）受給者番号について

（後障）北九州市重度障害者医療の受給者番号を新規に設定

（現行（老）の受給者番号とは違います。）

※６５歳になったため、「（障）重度障害者医療証」から「（後障）北九州市重度障害者医療証」に移行する場合も受給者番号が変わりますのでご留意ください。

2008.-4
7646

（４）受給資格について

６５歳以上７５歳未満（６５歳の誕生日から７５歳の誕生日の前日まで）の人は、後期高齢者医療制度の被保険者であること。

ただし、(障) 重度障害者医療の受給者が６５歳に到達する場合は、６５歳の誕生月（１日生まれは誕生日の前月）の末日まで。

（５）請求の方法について

ア 後期高齢者医療の診療報酬明細書による併用請求（他の公費負担医療と同様）

※ただし、(障) 重度障害者医療と同様に、他の公費との三者併用請求（自己負担分は申請により払い戻し）及び特定疾病保持者（(長) 該当者）の場合の併用請求はできません。

※特定疾病保持者の場合は、(障) 重度障害者医療と同様に、「特定疾病療養受領証保持者に係る重度障害者医療費請求書」を使用し、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課へ請求してください。

イ レセプトの公費負担者番号及び受給者番号の欄に「(後障) 北九州市重度障害者医療証」の負担者番号及び受給者番号を記載し、福岡県国民健康保険団体連合会へ提出

ウ 現行の２７障害者一部負担金請求書【北九州市用】は廃止

ただし、平成２０年３月診療分までの老人保健医療に係る一部負担金については、２７障害者一部負担金請求書【北九州市用】で国保連合会へ請求してください。

※現在、後期高齢者医療の診療報酬明細書の様式が規定されていません。
具体的な請求の方法については、レセプトの様式確定後に、福岡県国民健康保険団体連合会からお知らせがあります。

３　改正の期日　　平成２０年４月１日

＜連絡先＞
〒803-8501
北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課医療係
ＴＥＬ：０９３－５８２－２４１５
ＦＡＸ：０９３－５８３－６１４２

母子家庭等医療及び重度障害者医療の変更について（平成２０年４月から）

１　母子家庭等医療の資格が７５歳の誕生日の前日までになります。

	２０年３月まで	２０年４月から
医療証の有効期限	７５歳の誕生月（１日生まれは前月）の末日まで	７５歳の誕生日の前日まで

※後期高齢者医療（７５歳の誕生日からの制度）の被保険者は、母子家庭等医療の対象外

２　６５歳以上の人の重度障害者医療証が変わります。

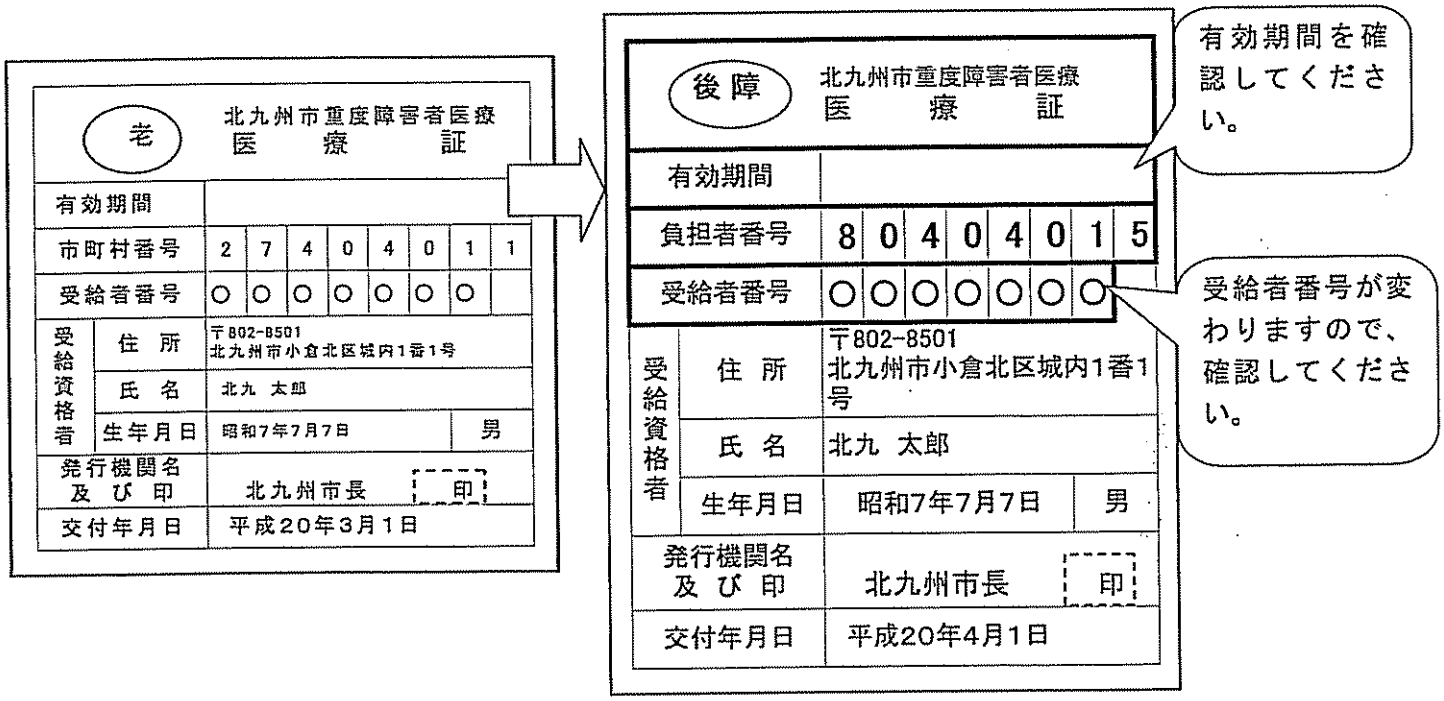

○ ６５歳以上７５歳未満（６５歳の誕生日から７５歳の誕生日の前日まで）の人は、一定の障害があることの認定を受けて後期高齢者の被保険者にならないと重度障害者医療は受けることができません。

○ ただし、「障」重度障害者医療」の受給者が６５歳になるときの医療証の有効期間は、６５歳の誕生月（１日生まれは前月）の末日までです。

３　６５歳以上の人の重度障害者医療の請求方法が併用請求になります。

	２０年３月診療分まで	２０年４月から
請求の方法	２７障害者一部負担金請求書で請求	後期高齢者医療のレセプトで併用請求

※公費負担者番号「８０４０４０１５」、受給者番号を記入して、福岡県国民健康保険団体連合会へ請求